

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第26回 平成21年 9月17日開催 午後7時から午後9時5分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 なし

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、佐藤、林、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第26回運営会次第
- ・第26・27回ワークショップの進め方
- ・盛り込みたい事項【各班記入シート】
- ・第17回検討連絡会議の配布資料一式
- ・条例に盛り込むべき事項 2.住民(区民)の権利と責務 2009.9.2.合意
- ・第25回区民検討会議開催概要

1 運営会からの報告

第15回検討連絡会議において、区民検討会議としては、『(住民)区民の権利と責務』の権利5項目と責務1項目を報告するとともに、「知る権利」については、知る情報の内容を明記する文言を入れるかどうかや「情報を共有する」という文言を盛り込むかどうかを引き続き検討すること、「公共サービス」について定義することを留意事項として報告することとなった。【報告】

第26回区民検討会議では、『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について、従来の検討方法と同様に班ごとのワークショップを行い、その後各班の検討結果を基に運営会案をまとめ、全体討議に諮っていくこととなった。なお、班編成については、前回と同じ班とし、次回のテーマの際に再構成について検討することとなった。【報告】

和田委員から検討連絡会議に対して、検討連絡会議をビデオ撮影し、地区協議会の勉強会に使用したいとの提案があり、第15回検討連絡会議の冒頭で会議に諮り、検討連絡会議の承認が得られればその日より撮影を認める旨の事務局からの説明があった。【報告】

2 『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について(ワークショップ)

ファシリテーターから、ワークショップの進め方について説明があった。

詳細は別紙のとおり。

『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について、以下の手順でワークショップを行った。

- ・ 『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について、盛り込みたい事項をポストイットに記入する個人ワークを行った。
- ・ 個人ワークで出された各班員の意見について、類似の意見を整理しながらグルーピングするグループワークを行った。

3 第17回検討連絡会議(9月3日開催)の報告

『(住民)区民の権利と責務』に盛り込むべき事項について、前回検討連絡会議からの追加、修正

点などを中心に、区民・議会・行政の三者案についてそれぞれ以下の説明・質疑があった。【報告】

区民検討会議

- ・ 議会側から、区民検討会議案の「学ぶ権利」について、注釈がなければ単に「教育を受ける権利」と捉えられてしまう危険性があるのではないかという指摘があった。

議会

- ・ 区民検討会議案に合わせるとともに、「責任がある」という側面を打ち出す意味で「区民の役割」を「区民の責務」に変更することとした。また、「行政の役割」、「議会の役割」についても、「区民の責務」に合わせてそれぞれ「行政の責務」、「議会の責務」に変更することとした。
- ・ 区民の責務のうち、「事業者は地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」については、事業者による環境汚染などの利害関係を念頭におき、これらの問題に対して事業者にも地域社会の一員として取り組んでほしいという趣旨である。また、ここでの「区」の意味であるが、区民を含む幅広い意味で用いている。
- ・ 意思決定の場に参加するという意味を含めて「参画」という用語を用いた。

行政

- ・ 「区民の権利」が2点しかないのは、「区民の権利」を「自治に必要な権利かどうか」に絞って検討を行い、サービスについての権利は個別法に規定されているので省略したためである。
- ・ 区民が権利を乱用することへの懸念から、区民の責務として「互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つこと」と規定したが、区民が参加しづらくなってしまうのではないかという指摘を受け、今後再検討することとなった。

三者案についての説明・質疑を踏まえて、辻山座長より以下の指摘があった。【報告】

- ・ 「参加」、「参画」については、これらの用語に代わるような用語が必要かどうかも含めて、今後議論を続けていく。また、「参加」、「参画」については、具体的な内容を個別条例に定めていくことでその意味を表すという方法もある。
- ・ 「権利」が何を意味するのかについて、議会案では「区民主権を実現するための権利」、区民検討会議案では、「新宿で区民がより良く暮らしていくための権利」をそれぞれ意図しているように感じる。それぞれの持つイメージが統一されていないので、「誰の、何の権利を書くのか」ということを意識する必要がある。
- ・ 「区民の権利」を実現する責務はほとんど政府にあり、区民の責務は、「政府をコントロールすること」と「地域に残っている権利の実現」があり、今後検討を進めるうえでこれらの両方を見ていかななくてはならない。

検討連絡会議の今後の進め方について、以下のことが話し合われた。【報告】

- ・ 条例制定のスケジュールについては、「強制力のない目標」として来年の第三回定例会(9月)を目指すこととする。
- ・ 三者案の調整方法については、今後の調整方法について、区民、議会、行政のそれぞれで話し合ったうえで、次回の検討連絡会議で検討する。
- ・ 中間報告会の日程については、当初の候補日であった1月31日(日)にハーフマラソンが開かれることから、再度調整を行う。

第18回検討連絡会議(9月24日)では、「三者案の調整方法」について検討を行うこととなった。【報告】

4 事務連絡等

運営委員の追加募集を挙手により行ったが、立候補者がいなかったため、従来通りの委員構成で今後も運営会を開催することとなった。【決定】

第18回検討連絡会議の議題となる「三者案の調整方法」については、運営会で検討することとなった。【決定】

検討連絡会議の中間報告会については、1月30日(土)を新たな候補日とし、コスミックセンター大研修室で開催する方向で調整する予定である。【報告】

以上

第26回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	26回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	×
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			23

ワークショップの説明

ファシリテーター 資料 2 をご覧ください。今回と次回、項目 5『(仮)住民参加の仕組み』、項目 8『住民投票(住民の合意形成)』の盛り込みたい事項について班としての案をまとめ、その後、第 28 回区民検討会議で全体討議を行い、区民検討会議案を作成します。今日は、各班の中で、個人それぞれの意見を出し合い、そこで出された意見をグルーピングし整理することまでを目標にしたいと思います。次回は、出された意見を班の中で合意形成して、A3 の用紙に書いていただきたいと思います。本日使うツールと資料ですが、ポストイットと模造紙を使います。資料 3 は手持ちの資料として、メモ等にお使いください。

今日の作業は、まず個人ワークです。個人で『(仮)住民参加の仕組み』や『住民投票(住民の合意形成)』について盛り込みたい事項をポストイットに書いていただきます。ひとつの盛り込みたい事項に対して 1 枚のポストイットを使ってください。なお、地区協議会の設置など区民組織の要否などについては、『(仮)住民参加の仕組み』の検討対象となりますが、その具体的な組織の内容などについては、項目 9『地域の基盤』で検討することとしますので、その仕分けをしていただきたいと思います。

次に、グループワークを行います。グループワークでは、個人で記入したポストイットを読み上げながら模造紙に貼っていただき、類似しているものをグルーピングしてまとめていただきます。このとき、「住民参加の仕組み」と「住民投票」は分けて整理してください。

ここまでで質問はございますか。

委員 『住民参加の仕組み』については、協働なども含めて書くのでしょうか。それとも「住民参加の仕組み」そのものだけを書くのでしょうか。

事務局 協働などについても当然対象になるかと思います。協働を実践するための具体的な仕組みとしてどういった仕組みが必要なのかを書いていただければと思います。

委員 地区協議会などについては項目 9 で検討を行うから、そのことを勘案しろというのはどういうことでしょうか。

事務局 地区協議会の具体的な中身については、項目 9 で検討したいと思います。ただし、要否については、住民参加の仕組みのひとつとして議論の対象になるかと思います。例えば、「 の目的のために、地区協議会の設置が必要である」ということは検討の対象になります。ただし、地区協議会の構成や権限の付与、予算などについては、項目 9 で議論していただきたいと思います。

ファシリテーター 質問はよろしいでしょうか。

「住民投票」についてですが、考え方の一例をホワイトボードに書きました。まず、住民投票の制度が必要か不必要かについて考えていただきたいと思います。そして、もし必要であれば、どのようなことを決めればいいのかということで、まずはどのような場合に住民投票を行うのかということがあります。前回の都議選の際には事務的経費のみで 1 億円程度かかっているということで、あまりに細かいことまで住民投票にかけるとなるとかなりの税金がかかってしまいますので、例えば、「区政に関わる重要事項」などといった規定についても考えていただ

ればと思います。そして二点目に、自治基本条例で規定する事項と、住民投票条例をつくるなど他の条例に委ねる事項がありますが、自治基本条例に規定すべき事項についても考えていただければと思います。三点目に、「住民投票の結果の尊重」を条文に盛り込むかについても検討いただければと思います。四点目に、住民から住民投票の実施を請求する権利を盛り込むかについても検討いただければと思います。これらはいくまで一例ですが、住民投票を考えるうえで様々な論点が出てくるかと思いますので、ワークショップでご検討をお願いします。

それでは、最初に 10 分程度個人ワークを行い、その後グループワークを行います。

(個人ワークを経て、グループワークへ)